

## 庁議および市政戦略会議の運営方針の改訂について

### 改訂の目的

全国的に、職員の健康管理やワーク・ライフ・バランスの推進の観点から、長時間勤務の縮減等が求められており、本市の働き方改革の一環として、庁議および市政戦略会議の運営方針の見直しを行い、会議の効率化を図ることといたします。

### 主な改訂内容

#### 【庁議運営方針の改訂】

- ① 策定方針について（P 3、26～28、参考4）
  - ・計画策定の初回の付議（策定方針・スケジュール）に添付する、策定方針に係る資料は、企画調整課で作成した様式(参考4)を運営方針の資料に添付する。
- ② 策定方針の付議に係る論点整理資料について（P 3、P 26～28、参考4）
  - ・計画策定の初回の付議（策定方針・スケジュール）では、策定方針を様式(参考4)により作成することとし、論点整理資料の作成を不要とする。
- ③ 中間協議に係る関係部課との調整について（P 2）
  - ・中間協議までに、計画(素案)等について、関係部課との調整(意見集約等を含む)を済ませておく旨を運営方針に明記する。
- ④ 計画(素案)に対する、庁内照会結果の添付について（P 3、26、28）
  - ・計画策定の過程で、計画(素案)に対する庁内照会を行った場合は、中間協議において、庁内照会の結果と対応についての資料の添付を必須とする。
- ⑤ 計画概要の添付について（P 26～28）
  - ・中間協議、パブコメ実施、パブコメ結果の付議において、原則、計画概要の添付を必須としているが、条例や基本方針等、概要版を作成しない場合は添付を必須としない。
- ⑥ 本部会議等設置一覧の更新（参考2）
  - ・草津市情報化推進委員会と令和2年度国勢調査草津市実施本部を新たに追加しました。